

和歌山県 資料提供
令和7年10月31日



「和歌山県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」 を策定しました。

紀伊半島におけるツキノワグマの生息数は、「平成10年度クマ類の生息実態等緊急調査報告書」によると、180頭と推定され、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改訂版（令和4年3月）」では、400頭以下は保護すべき地域個体群とされているため保護政策を行ってきました。

しかし、令和6年度、環境省及び紀伊半島3県（三重県、奈良県、和歌山県）で改めて生息数調査を行ったところ推定生息数が467頭となり、管理政策が可能となる400頭を超える結果となりました。

また、近年出没件数が増加傾向にあり、令和6年度には目撃情報件数が180件と大幅に増加するなど、人の生活圏への出没が顕著となっており、地域住民への精神的被害だけでなく人的被害発生の恐れも高まっています。

こうした状況を踏まえ、ツキノワグマの生息数が増加し、絶滅の危惧が低下したことから、県民の安心・安全の確保を最優先とし、本県におけるツキノワグマの地域個体群の管理を行うため、別添のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画を策定しましたのでお知らせします。

※標記計画の概要・全文は自然環境課ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/index.html>

（連絡先）

環境生活部 環境政策局 自然環境課

担当：内西、松尾

電話：073-441-2779

内線：2771